

令和2年第3回長久手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月13日（水）午前10時開議

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

1 議案の提出について

2 議案説明員について

第5 議案第40号令和2年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第42号長久手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまで

（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

第6 議案第40号から議案第42号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

# 議 場 配 席 表

令和2年5月13日現在

書記				議会事務局長				議長席	総務部長	総務部次長	子ども部長	子ども部次長					
くらし文化部次	くらし文化部長	建設部次長	建設部長	演壇	福祉部長	福祉部次長	市長公室長	市長公室次長									
教育部次長				教育部長				教育長				市長	副市長	参事	監査委員事務局長		
1 わたなべ さつ子		2 伊藤 真規子		質問席	3 石じま きよし		4 野村 ひろし										
5 大島 令子				6 富田 えいじ				7 なかじま 和代				8 山田 かずひこ		9 青山 直道		10 山田 けんたろう	
11 田崎 あきひさ		12 さとう ゆみ		13 ささせ 順子		14 木村 さゆり		15 岡崎 つよし		16 伊藤 祐司		17 加藤 和男		18 川合 保生			
傍聴席																	

## 議席の変更

- |     |         |    |
|-----|---------|----|
| 1 番 | わたなべさつ子 | 議員 |
| 2 番 | 伊藤真規子   | 議員 |
| 3 番 | 石じまきよし  | 議員 |
| 4 番 | 野村ひろし   | 議員 |
| 5 番 | 大島令子    | 議員 |
| 6 番 | 冨田えいじ   | 議員 |
| 7 番 | なかじま和代  | 議員 |
| 8 番 | 山田かずひこ  | 議員 |
| 9 番 | 青山直道    | 議員 |
| 10番 | 山田けんたろう | 議員 |
| 11番 | 田崎あきひさ  | 議員 |
| 12番 | さとうゆみ   | 議員 |
| 13番 | ささせ順子   | 議員 |
| 14番 | 木村さゆり   | 議員 |
| 15番 | 岡崎つよし   | 議員 |
| 16番 | 伊藤祐司    | 議員 |
| 17番 | 加藤和男    | 議員 |
| 18番 | 川合保生    | 議員 |

## 教育福祉委員会

議案番号            件 名

議案第 4 1 号      長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 4 2 号      長久手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

## 予算決算委員会

議案番号            件 名

議案第40号        令和2年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## 議会運営委員会確認事項等（5月臨時会）

### 1 正副議長の辞職及び選挙

- (1) 慣例により議案採決後、議長は辞職のあいさつをする。
- (2) 副議長は「議長辞職の件」を日程に追加し、簡易採決で許可する。  
なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条により除斥(退席)する。
- (3) 暫時休憩後、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙する。
- (4) 副議長についても同様とする。

### 2 常任委員会委員の辞任及び追加選任

任期は令和3年5月までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。「常任委員会委員の辞任の件」を日程に追加する。辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。辞任許可後、「常任委員会委員の追加選任について」を日程に追加する。

### 3 議会運営委員会委員の辞任及び追加選任

任期は令和3年5月までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加する。辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。辞任許可後、「議会運営委員会委員の追加選任について」を日程に追加する。

### 4 特別委員会委員の辞任及び追加選任

任期は事務完了までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。「特別委員会の辞任の件」を日程に追加する。辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。辞任許可後、「特別委員会委員の追加選任について」を日程に追加する。

### 5 常任委員会等の正副委員長を選任

正副委員長の辞任者がいる場合は、暫時休憩とし委員会を開き辞任及び選任する。

### 6 一部事務組合議会議員の追加選挙

急施を要する件として「組合議員の追加選挙」を日程に追加する。

※ 辞職議員は、後日「辞職願」を提出する。

### 7 監査委員の選任同意

議事のため除斥する。前任者は、「辞職願」を後日提出する。

急施を要する件として「長久手市監査委員選任について」を日程に追加する。

8 時間延長及び会期延長

議長発議とするが、原則議会運営委員会、会派代表者会議、全員打合せ会などで事前に調整する。

9 議長はじめ役員人事の調整

副議長、新議長が取りまとめるのが慣例である。

※ 無会派の控室はミーティングルーム1とする。

10 議案審議後の説明員の出席

従来どおり二役、参事、総務部長及び教育長とする。

11 その他

(1) 大幅な会派変更があれば議席の変更について確認する。

(2) 常任委員会の所属の変更があれば、「常任委員会の所属の変更」を日程に追加する。